

5 立入検査等

計量法第148条に基づく立入検査を実施し、適正計量の確保に努めている。

(1) 計量関係事業者等立入検査

計量関係事業者等の事業所に立ち入り、計量法に定められている諸規定の実施状況や遵守状況について検査を行い、適正を欠くものについては改善指導を行った。

過去3年間の立入検査実施状況は次のとおりである。

区 分		2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
指定製造事業者		2	2	2
製造事業者		0	0	0
修理事業者		3	2	3
販売事業者		0	0	0
計量証明事業者	一般	8	9	9
	環境	7	6	6
適正計量管理事業所		4	2	4
合 計		24	21	24

(2) 特定計量器立入検査

適正な計量の確保を図るためには、正確な計量器を正しく使用することが大切であることから、特定計量器を取引など業務上に使用している事業所に対し立入検査を行い、不適正な特定計量器や不正な使用方法の排除に努めている。

なお、不適正な特定計量器については改善内容の報告を求め、適正な計量の確保を図っている。

特定計量器立入検査実績

特定計量器 の種類	2023年度(令和5年度)				2024年度(令和6年度)				2025年度(令和7年度)			
	立入 戸数	検査 個数	不適 正数	不適正率 (%)	立入 戸数	検査 個数	不適 正数	不適正率 (%)	立入 戸数	検査 個数	不適 正数	不適正率 (%)
燃料油メーター	63	377	39	10.34	50	203	40	19.70	32	82	38	46.34
石油ガスメーター ※1	0	0	0	0.00	0	0	0	0.00	0	0	0	0.00
水道メーター ※2	4	34,143	109	0.32	5	103,597	0	0.00	6	163,489	15	0.01
タクシメーター	5	78	0	0.00	4	29	0	0.00	6	58	1	1.72
子メーター ※3	4	16	0	0.00	2	66	0	0.00	4	15	1	6.67
合 計	76	34,614	148	0.43	61	103,895	40	0.04	48	163,644	55	0.03

※1,2 石油ガスメーターおよび水道メーターの検査個数は、台帳検査による。

※3 電気・水道・ガスなどのメーターには、供給事業者が使用している親メーター以外にも、施設の所有者や管理者が入居者やテナントなどに配分するために使用している『子メーター』がある。

(3) 商品量目立入検査

容器または包装に内容量が表記されている商品を販売している者に対して、適正計量の周知徹底を図ることを目的に中元期、年末・年始期を中心に立入検査を実施している。

検査内容は、検査対象商品の量目（内容量）および表示の確認、使用しているはかりの使用状況等について行っている。

過去3カ年の商品量目立入検査状況

	2023 年度 (令和 5 年度)			2024 年度 (令和 6 年度)			2025 年度 (令和 7 年度)		
	検査 個数	不適正 個数	不適正 率(%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 率(%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 率(%)
食肉	57	0	0.0	15	0	0.0	47	4	8.5
食肉の加工品	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
魚介類	27	3	11.1	23	0	0.0	37	3	8.1
魚介類の加工品	33	9	27.3	6	0	0.0	0	0	0.0
野菜	51	0	0.0	28	3	10.7	27	0	0.0
野菜の加工品	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
果実	3	0	0.0	0	0	0.0	19	0	0.0
果実の加工品	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
調理食品	24	0	0.0	24	3	12.5	36	0	0.0
茶、コーヒー、ココア の調整品	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
菓子類	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
精米および精麦	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
穀類 (豆類および粉類)	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
その他の特定商品	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
合 計	198	12	6.1	96	6	6.3	166	7	4.2